

令和5年度 歳末たすけあい募金 配分基準

※団体助成については、以下に掲げる福祉を目的とする事業の内、いずれかの1事業のみ助成対象となります。

(イ) 地域福祉活動事業

(1) 年末年始買い物支援事業（助成上限額5万円）

- バスの借り上げ代、運転手謝金、燃料費、消耗品費等
- ※但し、竹田市内に限る。

(2) 年末年始入湯事業（助成上限額5万円）

- バスの借り上げ代、運転手謝金、燃料費、消耗品費等
- ※但し、竹田市内に限る。

(3) 世代間交流事業（例：お餅つき、クリスマス会、しめ縄作り等） （助成上限額3万円）

- 食材料費等
 - 諸経費（上記外でかかる費用）
- } ※ 1人当たり600円以内

(4) 年末年始イベント事業（例：お餅つき、クリスマス会、しめ縄作り等） （助成上限額3万円）

- 食材料費等
 - 諸経費（上記外でかかる費用）
- } ※ 1人当たり600円以内

(5) 高齢者等へのクリスマスカード、年賀状等メッセージ事業 （助成上限額3万円）

- 通信運搬費等
- 諸経費（上記外でかかる費用）

(6) 高齢者ふれあい訪問事業（例：お菓子、おもちの配布等） （助成上限額3万円）

- 食材料費
 - 諸経費（上記外でかかる費用）
- } ※ 1人当たり500円以内